

ライドシェアの推進に対する慎重な検討を求める意見書

タクシーは、市民の日常生活や経済活動等を支える重要かつ身近な公共交通の役割を担っている。また、高齢者や障害者等の移動に制約がある者や交通不便地区に居住する者からの、自宅から目的地までのドア・ツー・ドア輸送のニーズは高く、手軽に利用できる地域公共交通としてのタクシーの存在はますます重要となっているところである。

このような中、国は、シェアリングエコノミー検討会議や規制改革推進会議を設置し、自家用自動車を用いて有償で運送を行うライドシェアを含めた検討・議論を行っている。

ライドシェアについては、道路運送法に抵触するタクシー類似行為、いわゆる白タク行為に該当するとの指摘がある。また、運行管理や車両整備等の責任を負う主体を置かずに自家用自動車のドライバーのみが運送責任を負う形態であるため、安全確保や利用者保護等の観点から大きな問題が生じることが懸念されている。本市においても、ライドシェアの拙速な規制緩和は、タクシー事業との過当な競争を招き、かえって市民の利便性を損なう結果となることを危惧している。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、ライドシェアは利用者の安全・安心に極めて大きな懸念があることを踏まえ、その導入について慎重な検討と対応を図られるよう要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成 31 年 3 月 15 日提出

提出者 相模原市議会議員 渡 部 俊 明
提出者 相模原市議会議員 鈴 木 秀 成

提出者	相模原市議会議員	田 所 健太郎
提出者	相模原市議会議員	長 友 義 樹
提出者	相模原市議会議員	久保田 浩 孝
提出者	相模原市議会議員	小野沢 耕 一
提出者	相模原市議会議員	栗 原 大
提出者	相模原市議会議員	米 山 定 克
提出者	相模原市議会議員	山 岸 一 雄